

四万十町ケーブルネットワーク条例及び同条例施行規則の改正概要

1 条例改正の経緯と改正案の概要

四万十町ケーブルネットワークは、町村合併前より旧十和村がケーブルテレビ業務を運営していたものを町全域に拡大するとともに、テレビ放送のみならず行政情報、緊急情報の提供、インターネットサービスの展開など、町の重要な情報通信基盤としての位置づけで整備されたものです。

公設公営のケーブルテレビ事業の展開にあたり、「四万十町ケーブルネットワーク条例」及び「四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則」を制定し、これまで運営を続けてきました。

しかし、運営開始から15年以上が経過し、指定管理事業者による運営において、事務の省力化や合理化が図られた結果、条例等の規定と運営状況の現状に不整合が生じてきました。また近年の大容量高速インターネット通信の需要拡大など、インターネットを取り巻く情勢の変化も相まって、それらに対応するべくこの度条例等を改正するものです。

名 称	概 要	改正案の概要
四万十町ケーブルネットワーク条例	放送法に基づくケーブルテレビ局の設置、運営方法に係る基本的事項、その他加入金・引込工事費用、サービス基本使用料金などを規定。	・宅内工事指定業者の規定を削除 ・セットトップボックス並びにデジタルチューナーの貸与の規定を削除 ・各種サービスの休止及び再開に係る事務手数料を撤廃 ・その他、終了したサービスの削除、字句の修正など
四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則	条例の施行に関し、必要な事項を定めたもの。 各種手続きの詳細、オプションサービス（インターネット、有料番組等）の料金などを規定。	・宅内工事指定業者の規定を削除 ・セットトップボックス並びにデジタルチューナーの貸与の規定を削除 ・音声告知放送の運用に関する規程の削除 ・新たなインターネットサービスの設定（下記2を参照） ・現在の運用にそぐわない条文の整理 ・その他、各種届出様式の押印欄削除、条文の字句の修正など

2 新たなインターネットサービス内容（案）

※サービス内容については、条例施行規則の規定に基づき、指定管理者が以下のとおり定める予定

サービス内容	実施方針	月額料金（税込）
低速 128Kbps	廃止	0 円※基本コース利用料に含む
低速 512Kbps	新設	550 円
高速 30Mbps	現状維持	2,610 円
高速 100Mbps	現状維持	5,130 円
高速 1Gbps	新設	6,600 円